

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

所得税の振替納税

Q : 私は、平成10年分の所得税の確定申告書を、3月15日に提出しました。

ところで、私は、振替納税制度を利用しているのですが、10年分の所得税が預金から引き落とされるのはいつだったのでしょうか。

A : 4月16日(金)です。指定した口座の残高を確認しておいてください。

【解説】

振替納税制度とは、納付すべき税額が、指定した口座から自動的に引き落とされる制度です。手続きは簡単で、金融機関へ「預金口座振替依頼書」を、また所轄の税務署へ「納付書送付依頼書」を提出するだけです。

振替納税にすると、口座から引き落とされるのが4月中旬になりますので、ふつうなら3月15日までに納付しなければならないところを1カ月先送りできることになるわけです。その間の金利はわずかでも、資金繰りにゆとりができるのはありがたいものです。

平成10年分所得税の確定申告分については、4月16日(金)が振替日になっています。指定した金融機関の口座に、納税額に見合う預金を準備しておきましょう。

ちなみに、資金不足等により引き落としができなかった場合には、3月16日からの延滞税を納めなければなりませんので注意してください。

